道央地域ごみ処理施設計画に関する専門委員の意見

NO.１ 地域の特性及び条件・分別方針

第６回道央地域ごみ処理専門委員会資料

委　員	私　　見
A 委 員	○ 地域の特性について ・豊かな自然に囲まれ、農地・緑地の多い地域である。 ・近年、工業化する区域が増加する傾向にある。 ・札幌市の周辺にあるため、通勤人口は多いが単身者の数はあまり多くない。 ・移住者は居住地を選んだ理由として、自然が豊なことを喜び、極端な都市化より現在の環境を守りたいと思っている。 ・地形的には大きな起伏はなく、２市３町を合わせても距離的には広域処理に恵まれている。 ・ごみの排出方法は、自治体により異なるが分別種目数はこれまで少なかった。容器リサイクル法の施行以来、いまのところ分別排出の協力度は悪くない。 ・多くの住民は比較的進歩的な意識を持ち、新しい施策を受け入れる意欲が強い。 ○ 分別の方針について 広域化を受け入れる以上、従来よりも進んだ処理方法を取るべきであろう。同時に現時点で資源化、省エネルギー化及び環境への負荷が少なくなる方法をとるのは当然。 そのためにはこれまでよりも多分別とならざるを得ないと思われる。 その点で、可燃・不燃の分別のみでなく、資源物の品目数を増やし、かつ問題となっている可燃ごみ中の生ごみの分別に踏む切ることには賛成である。
B 委 員	○ 地域の条件について ごみ処理は、その時点のごみ処理に関する技術や社会の仕組みによって影響されると共に、地域のごみ処理の歴史や、行政や住民の意向（どうしたいという意志）によって影響される。むしろ、後者の方が大きいのではないか。この地域では次のような条件を持っていると考えている。 ①地域の一部に、厨芥分別の経験を持っている。 ②議論の対象となっている「可燃ごみ」は約１１０トン／日（排出量日平均、人口約８万人）で、ガス化溶融処理施設適用域の下限値にある。 ③都市化した地域と農村地域が混在している。 ④ごみ処理広域化施設整備基本方針として、生ごみの分別を決め、生ごみはバイオガス化施設（恵庭市、北広島市）、堆肥化施設（長沼、南幌、由仁町）、可燃ごみはＲＤＦ施設としている。 ○ 分別の方針について 資源ごみ、生ごみ(厨芥）、可燃物、粗大ごみ、有害ごみの５分別とする。(有害ごみ分別は、これからのごみ処理のためには是非とも必要。民間事業者に収集と処理を委託してはどうか。）
C 委 員	○ 地域の条件について ①２市３町全体では ・広域処理化を前提とする。 ・焼却処理は廃止の方向をとる。 ・生ごみは資源化の方向を探る。 ・コンポスト化については、経験があり、現段階では需要がある。 ・埋立処分地があり、またその利用を継続することに問題はない。 ・下水道については、整備地域と未整備地域がある。 ・ＲＤＦについて受け入れ先がある。 ・堆肥等受け入れの容量があると思われる。 等 ②生ごみの分別収集について、２市３町におけて今後の対応策が統一されているわけではない。 ③２市３町として、処理体系を一本化することは決定されていない。 ＊これまでの議論では、広域化を前提として、こういう方法を採用したらこういう資源が得られ、物質収支やコストはこうなるという観点でなされてきたと思う。しかしながら、前提となるべき２市３町の統一的方向性、すなわち生ごみを分別して資源化する方向（熱的処理以外で資源回収する）を採用するかどうかは定まっていない感がする。 この点を確実にする必要があり、これは経済性や地域性を超えて、委員会での議論でなく、当事者自身がフィロソフィーとして議論する部分が大きいものである。 ○ 分別の方針について 当初、生ごみを全域で分別収集するという前提があるものと認識をしていたが、第５回委員会後の懇談会の様子では必ずしもそうでないようである。分別の収集体系の確立、住民教育の徹底等についてのハードルを乗り越える気があるかどうか、すなわち２市における新たな取り組み、３町におけるこれまでの施策の徹底を進める気がどうか、早急に固める必要がある。これによって選択肢が規定される。
D 委 員	○ 地域の条件について（施設建設地の選定について） 一般的に、ごみ処理施設を設置する場所の決定にあたっては、都市の総合的な土地利用計画に基づき、便利にしてかつ周辺に及ぼす環境影響に配慮するとともに経済性等を考慮して、市町村が施設設置候補地を複数箇所選定したものについて、住民の意見を反映したうえで、最適な施設の設置場所を協議・決定する方法が採用されている。 候補地選定の基本的な事項は下記のとおりである。 ①必要な面積を確保できること。　②ごみ搬入及び処理後の製品の搬出や残渣の処理に便利であること。 ③都市計画上、将来明らかな支障が生じないこと。　④用地買収に合意が得られやすいこと。 なお、廃棄物処理法第９条の４においては周辺地域への配慮が規定されており、つぎのような施策が考えられる。 ①徹底した安全性の確保　②情報公開と住民参加による透明性の確保　③地域の振興拠点としての位置づけ、周辺環境の整備 ④廃棄物処理やリサイクル問題についての理解と浸透　⑤周辺整備と地域環境の融和　⑥環境保全協定等の締結と工事中、稼動後の監視体制の確保 ○ 分別方針について 平成13年１月に施行された循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費を抑制し、環境負荷をできる限り低減される社会を形成する事を 目指した法律であり、①廃棄物等の発生抑制、②不要物の再使用、③不要物の再生利用、④エネルギー回収及び⑤廃棄物の適正処理を推進するとしている。容器包装リサイクル法に見られるようにリサイクルに関連した法律は基本的に分別を前提にして構成されており自治体の推進するごみ処理については分別を基本として考えるべきである。しかしながら、様々な考え方や住環境にある排出者（住民等）が完全に分別できることは不可能であり、様々な不適物が混入することは当然である。ただ、従来方法と異なり、分別を基本とし、混入物を機械的に除去するなどにより初期の目的を達することは可能である。循環型社会を構築するためには、排出者一人一人の自意識が大きな役割をはたすことになるので、分別の意味を知らしめるとともに、これによりごみであった有用物を資源物として有効に利用できる意義を暮らしの中で定着する方策を提言するべきである。このためには、当該処理施設整備において、生ごみの分別収集をはじめ、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等で定める様々な分別を実施しなければならない。当該施設では、生ごみのリサイクルを主としたバイオガス化や堆肥化が検討されてきたが、ごみ処理に支障が生じない範囲で取り入れ、広域化の方針と共に拡大すべきである。 なお、広域圏域内あるいは同じ市内における分別方法の違いによる混乱等もありうるので、実施にあたっては十分なる配慮が必要である。
E 委 員	廃棄物処理における基本的な考え方として、できるだけ原理的にどうあるべきかを探り、中長期的計画をベースに置き、そこから現在もしくは短期的計画に帰結すべきというものです。従って、たとえば今は最終処分場に余裕があるからとか、たまたま燃やしてくれる民間があるからとかいう議論は長期的に見てそうかなと考えます。また、局所的な計画より全体計画をごみ処理も生活全体の一部として考えることを重視しています。そこから、窒素やリンの循環に関して北海道、日本そして世界の物質収支の上でどうなのか、河川環境や近海水産業との関わりはどうか。あまりに肥料過多の農業をしていないか、食料・肥料の自給はどうかを考えます。 「ごみの分別＝進歩的」というムード（ブーム？）についても懐疑的で、現在及び近い将来において日本中の家庭でごみの分別貯留に奮闘する姿が、とても文化的とは考えられません。魚はフィレ、野菜はカット野菜が新鮮なまま手に入るシステムが先決でしょう（産廃の食品リサイクルシステムが進化するとしてそちらに委ねるのがよい）。 昔のおばあちゃんはブリキとトタン、真綿とウール、絹と人絹を見分けられましたが、今は大学を出ても塩ビとポリエチ、アルミ缶とスチール缶をうまく分けられません。 今後の工業製品、特に複合材料などは専門家にも難しくなります。この現実から考えなければなりません。
F 委 員	○ 地域の条件について ・人口３０万人以下の農村では堆肥化が望ましい。（恵庭市・北広島市） ○ 分別の方針について ・生ごみ、可燃ごみの分別
G 委 員	これまでの委員会では、主に各要素技術についての議論を深めていると理解しております。そこで、今後は以下の事項に留意して議論を行い、道央地域におけるごみ処理方式について関係者および住民との合意形成を図って行くべきであると考えます。 １．処理方式の選定にあたって前提条件の明確化 ①インプットの条件 ○施設整備の前提条件の再確認 ・容器包装リサイクル法にもとづく分別収集を実施する。(どの範囲まで、目標、方法) ・生ごみはそのまま焼却や埋立を行わず資源化を図る。 ○住民の分別収集への協力度 ○長期的な視野に立った設定ごみ性状確保の実効性等 ○各市町における長期的なごみ処理計画 ②アウトプットの条件 ○資源化物(堆肥、バイオガス、RDF)の品質と有効利用形態 ○資源化物の利用者と長期的な連携と需給関係 ○市町における資源化物利用促進のための優遇制度 ③意思決定にあたっての評価軸とその優先順位等